

市町村地域福祉計画の策定ガイドライン

追加内容・留意点等

- ・福祉分野の「上位計画」として、各種計画との調和を図る（見直しの時期をそろえる、一体的に策定する等）
- ・福祉以外の分野（成年後見、住まい、自殺対策、災害対策等）の計画と一体的に展開するなど、福祉計画を積極的に活用する
- ・計画策定委員会の議論の活性化に配慮する（分科会、ワーキンググループを設置するなど）

<1、計画に盛り込むべき事項>

※下線部分は今回の法改正により追加された事項

①福祉関連分野に共通して盛り込むべき事項（例）

- ア：就労や活躍の場の確保等を目的とした、福祉以外の多様な分野との連携に関する事項
- イ：各福祉分野のうち、重点的に取り組む分野に関する事項
- ウ：制度の狭間の課題への対応
- エ：生活困窮者など分野横断的に関係する者への対応体制
- オ：共生型サービス等の分野横断的な福祉サービス展開
- カ：居住に課題を抱える者への横断的な支援策
- キ：就労に困難を抱える者への横断的な支援策
- ク：自殺対策も視野に入れた支援策

- ケ：市民後見人の育成等の権利擁護に関する事項
- コ：虐待への統一的な対応や虐待の加害者への支援策
- サ：犯罪をした者への社会復帰支援策
- シ：住民が集う拠点の整備や既存施設の活用
- ス：各種圏域の関係整理
- セ：寄付や共同募金等の取組推進
- ソ：補助事業等を有効に活用した連携体制
- タ：全庁的な体制整備

②福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項

- ③社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④地域の福祉活動への住民参加の促進に関する事項

⑤包括的な支援体制の整備に関する事項

⑥その他

<2、計画の策定体制と過程>

- ①市町村内部の策定体制
- ②地域福祉計画策定委員会
- ③策定方針の決定
- ④目標の設定
- ⑤策定の手順
- ⑥社会福祉協議会の役割

- ⑦社会福祉法人の役割
- ⑧民生委員・児童委員の役割
- ⑨地区単位の計画策定、広域による取組
- ⑩計画期間、評価及び公表等
- ⑪その他
- ⑫法改正を踏まえた計画の見直し